

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定取消処分について

下記の事業者について、平成25年5月10日付けで、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき下記のとおり指定取消処分を行いましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社看友
- (2) 代表者 代表取締役 細井道浩
- (3) 所在地 福島県福島市小倉寺字稲荷山10-46

#### 2 事業所名称等

- (1) 事業所の名称 看友
- (2) 事業所の所在地 福島県福島市小倉寺字稲荷山10-46
- (3) サービスの種類 訪問介護、介護予防訪問介護

#### 3 指定取消年月日

平成25年5月10日

#### 4 指定取消に該当する事由（根拠法令）

##### (1) 指定訪問介護事業所

ア 訪問介護員等の資格を有しない従業員に平成22年10月12日から平成24年7月29日までの間サービスを提供させ、介護報酬を請求した。

また、無資格の従業員に従事させた事実を隠蔽するために、有資格の訪問介護員等がサービスを提供したかのような虚偽のサービスの提供の記録を作成した。

イ 実際には提供していない指定訪問介護について、平成23年1月17日から平成24年12月18日までの間、指定訪問介護を提供したものとして、当該サービスに係る介護報酬を不正に請求した。

また、提供していない事実を隠蔽するために、実際に提供したかのような虚偽のサービスの提供の記録を作成した。

(介護保険法第77条第1項第6号)

##### (2) 指定介護予防訪問介護事業所

訪問介護員等の資格を有しない従業者に、平成23年7月1日から平成23年7月19日までの間サービスを提供させ、介護報酬を請求した。

また、無資格の従業員に従事させた事実を隠蔽するために、有資格の訪問介護員等がサービスを提供したかのような虚偽のサービスの提供の記録を作成した。

(介護保険法第115条の9第1項第5号)